

災害事例

排水用鋼管をドラグ・ショベルで運搬作業中、排水用鋼管に挟まれる

【災害の概要】

工事の種類：河川土木工事

事業場規模：30～99人

起 因 物：掘削用機械

災害の種類：積卸し作業

事故の型：飛来、落下

被災者数：死亡：1名



災害発生状況

【災害発生状況】

この災害は、河川災害復旧工事現場において、排水用鋼管をドラグ・ショベル（以下「ショベル」という。）で吊って運搬する作業中に発生したものである。

作業は、排水用鋼管（長さ6m、直径60cm、重量786kg）を埋設するため予め溝の側に置かれた3本の鋼管をショベルで吊り上げて溝まで運搬するものである。

玉掛け方法は、両端がアイになっているワイヤロープを1本の鋼管Aに掛け、一方のアイをショベルのバケットフックに掛け、1本吊りで吊り上げるものである。

災害発生当日、ショベルの運転者は1本目の鋼管Aを吊り上げて地切りをしたが、1本吊りのため鋼管の右が下がってバランスが悪いので、一旦下ろして玉掛けをやり直そうとした際に、作業範囲外にいた被災者が近づいて来たため、クラクションを2回鳴らして警

告したが、ブームを下げている間に溝の側の別の鋼管Bの上に来ていた。

運転者が玉掛けをし直すため鋼管Aを下ろしてワイヤロープをたるませたと同時に鋼管Aが転がり、その時、鋼管AとBの間に立っていた被災者が挟まれたものである。

【災害発生原因】

この災害の発生原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 玉掛け合図者を配置せず、また、長尺物の荷を1本吊りで行うなど適切な玉掛け方法でなかったこと。
- 2 荷の吊り上げ作業を行う場合の作業範囲内への立ち入り禁止を徹底していなかったこと。
- 3 荷の吊り上げの作業範囲内に被災者が立ち入ったことを知りながら作業を続けたこと。
- 4 クラクションによる警告をしたにもかかわらず、その警告を無視し、またはクラクションを警告として認識せずに作業範囲内に作業者が立ち入ったこと。
- 5 作業現場の安全教育等の徹底が不十分であったこと。

【再発防止対策】

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

- 1 ショベルによる荷のつり上げ作業はクレーン作業と同様に、玉掛け者及び合図者を配置するとともに、つり荷に適した吊り具を使用等する適切な玉掛け作業を行うこと。
- 2 吊り上げた荷の落下等により作業者に危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせないため、作業範囲内に立ち入り禁止柵を設け、又は誘導者を配置する等の措置を行うこと。
- 3 荷の吊り上げの作業範囲内に人が立ち入った際は、立ち退きを指示して立ち退くまでは荷の吊り上げ作業を中断すること。
- 4 クラクションによる合図の方法を定め、関係作業者に周知徹底をする。
- 5 作業現場ごとに安全推進者を指名して、安全管理を徹底すること。